釧路市(北海道)からのご案内

東日本大震災で被災された事業者の方へ

丸釧資金(東日本大震災被災事業者特例融資)

東日本大震災の被災地の中小企業者等の方が、釧路市内において事業を再開又は起業する場合にご利用いただける融資制度を創設いたしましたので、ご相談ください。

j	資 金 名	丸釧資金(東日本大震災被災事業者特例融資)		
	融資対象	被災地において、主たる事業所を有していた中小企業者等のうち、以下のすべてに該当する方 1 釧路市内で本社機能を備えた店舗または事業所等を有し、事業を行うもの 2 営む事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること ※ 被災地とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に 基づく特定被災地方公共団体及び特定被災区域をいいます。		
	資金使途	運転資金・設備資金		
	融資金額	5,000万円以内		
融	融資利率	年1.3%(平成23年8月1日現在)		
融資条件	融資期間	運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内) 設備資金 15年以内(うち据置期間1年以内)		
	保 証	北海道信用保証協会の保証付きとする		
	担保保証人	取扱金融機関の定めによる		
保 証 料 保証協会の保証料率による				
申請受付期間		平成24年3月31日まで		
取扱金融機関		北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、釧路信用金庫、釧路信用組合、商工組合中央金庫帯広支店、 大地みらい信用金庫、網走信用金庫、北見信用金庫		
斡旋申込先		釧路市商業労政課、阿寒町行政センター観光商工課、音別町行政センター地域振興課		
その他		1 設備資金に係る融資斡旋については、事業着手前の申請が必要です。事前にご相談ください。2 本制度は融資の斡旋を行うもので、融資の実行を保証するものではありません。金融機関の審査の結果、希望通りの融資を受けられない場合もありますのでご注意ください。3 市中金利の変動により、対象期間内でも金利が変更になる場合がありますので、必ずご確認ください。		

工場等賃借経費助成金 • 固定資産税等相当額助成金 • 雇用助成金

東日本大震災の被災地の事業者の方が、被災地における事業を再建するまでの間、釧路市に工場等を設置される場合に、必要な経費の一部を助成いたしますので、ご相談ください。

※ なお、この他にも企業立地に関する助成制度がございます。お気軽にお問合せください。

助成金名	工場等賃借経費助成金	固定資産税等相当額助成金	雇用助成金	
対象事業者	東日本大震災に係る災害救助法が適用された地域(東京都を除く。)において事業を行っていた事業 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、リサイクル産業 試験研究施設			
対象業種				
助成内容	釧路市に工場等を賃借するために 必要な経費の一部を助成	釧路市に工場等を取得・建設する場合、固定資産税・都市計画税相当額 を一定の割合で助成	釧路市での工場等の設置に伴っ て、新たに市内居住者を雇用し た場合に助成	
助成額	工場等を設置した日から1年以内 に支払った賃借経費の25/100 (限度額300万円、最大1年間)	固定資産税・都市計画税の100/100 (1年目)、75/100(2年目)、 50/100(3年目) (限度額なし、最大3年間)	継続して1年以上雇用された常 用雇用者1人につき12万円 (限度額なし)	

<mark>お問</mark>合せは… ○ 丸釧資金について ⇒ 釧路市産業振興部商業労政課商業振興担当 Tel(0154)31-4548

○ 助成金について ⇒ 釧路市産業振興部産業推進室産業推進担当 ℡(0154)31-4550

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地

または O 釧路市東京事務所 Tel (03) 3263-1992

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4番1号 日本都市センター9階